

栃木県スキー連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き本連盟会長が行なう表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 個人または団体で次の各号のいずれかに該当するとき、評議員会にはかり表彰することができる。

- (1) 栃木県スキー界の普及発展に貢献し顕著な功績があった個人または団体。
- (2) 全日本スキー選手権大会または国民体育大会に役員および選手として多年にわたり出場し、本県スキー競技の推進に顕著な功績があった者。
- (3) 栃木県高等学校体育連盟および栃木県中学校体育連盟スキー選手として顕著な功績があった者。

(表彰の方法)

第3条 この規程による表彰は、表彰状および記念品を授与して行なうものとする。

(追彰)

第4条 第2条に該当する功績をあげ表彰することが適当と認められた者が表彰前に故人となった場合でも表彰を行なうことができる。

前項の場合表彰状および記念品は、故人の遺族に贈るものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰状および記念品の授与は評議員会または栃木県スキー選手権大会において行なうものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

附則 この規程は昭和44年6月26日から施行する。